

様式 2 (その 3)

技術審査書 (工程、品質、出来形及び安全管理計画)

工事番号・工事名 第 25-41360-0023 号 道路橋りょう整備 (交付) 工事 (トンネル)

共同企業体名

1	1 工程管理計画	<様式 2 (その 3) に関する記載留意事項> ① あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術審査書については、異なる箇所が様式の一部分であっても、技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。) ② 様式の外枠をこの大きさよりも広げた場合は、評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。) ③ 行数 39 行を超えていた場合、技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。) ④ 文字の大きさが、許容最小文字の大きさよりも小さい場合は、様式の一部 (略図等に表記する文字も同様) であっても技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。) ⑤ 枠外の標題等 (許容最小文字の大きさの見本、行数を含む) を削除した場合、評価しません。(様式 2 (その 3) を 0 点とします。) ⑥ 様式の外枠が指定の大きさであれば、様式の中の各項目の記載欄 (幅等) は変更してもかまいません。 ⑦ 行数が 39 行以下であれば、各項目の行数は変更してもかまいません。
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11	2 品質管理計画	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21	3 出来形管理計画	
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31	4 安全管理計画	
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		

様式 2 (その 4)

技 術 審 査 書 (施工計画概要書)

工事番号・工事名 第 25-41360-0023 号 道路橋りょう整備 (交付) 工事 (トンネル)

共同企業体名

1	1 工事实施上の留意点とその対策	3 工事管理組織体制
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21	2 地域対策	
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		

<様式 2 (その 4) に関する記載留意事項>

- ① あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術審査書については、異なる箇所が様式の一部であっても、技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。)
- ② 様式の外枠をこの大きさよりも広げた場合は、評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。)
- ③ 行数が 39 行を超えていた場合、技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。)
- ④ 文字の大きさが、許容最小文字の大きさよりも小さい場合は、様式の一部(略図等に表記する文字も同様)であっても技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。)
- ⑤ 枠外の標題等(許容最小文字の大きさの見本、行数を含む)を削除した場合、評価しません。(様式 2 (その 4) を 0 点とします。)
- ⑥ 様式の外枠が指定の大きさであれば、様式の中の各項目の記載欄(幅等)は変更してもかまいません。
- ⑦ 行数が 39 行以下であれば、各項目の行数を変更してもかまいません。

様式 2 (その 5) 技 術 審 査 書 (主要工種の施工計画)

工事番号・工事名 第 25-41360-0023 号 道路橋りょう整備(交付)工事(トンネル)

共同企業体名

	番号	工 種	施 工 計 画
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			

<様式 2 (その 5) に関する記載留意事項>

- ① あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術審査書については、異なる箇所が様式の一部であっても、技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。)
- ② 様式の外枠をこの大きさよりも広げた場合は、評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。)
- ③ 行数が 36 行を超えていた場合、技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。)
- ④ 文字の大きさが、許容最小文字の大きさよりも小さい場合は、様式の一部(略図等に表記する文字も同様)であっても技術審査書の全てについて評価しません。(様式 2 (その 1 ~ その 5) を 0 点とします。)
- ⑤ 枠外の標題等(許容最小文字の大きさの見本、行数を含む)を削除した場合、評価しません。(様式 2 (その 5) を 0 点とします。)
- ⑥ 様式の外枠が指定の大きさであれば、様式の中の各項目の記載欄(幅等)は変更してもかまいません。
- ⑦ 行数が 36 行以下であれば、工種の数、各工種の行数を変更してもかまいません。